

# 国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 平成28年7月15日

## ～平成28年度の国民健康保険税について～

**【7月中旬に平成28年度国民健康保険税納税通知書を発送します。】**

発送しても何らかの事情により配達できず、返送されてくる場合があります。  
7月20日を過ぎても保険税の納税通知書が届かない人はご連絡ください。



### 国民健康保険税の算出方法

世帯内の国民健康保険加入者(0歳～75歳未満)について、1人ずつ医療給付費分・後期高齢者支援金分の所得割額・均等割額を計算し、その合計額に医療給付費分・後期高齢者支援金分の平等割額を加えた額がその世帯の保険税額となります。なお世帯内に40歳以上65歳未満の加入者がいる場合、その人の介護納付金分として所得割額・均等割額・平等割額が加算されます。

※年度の途中で75歳になられる人の保険税は、月割りで計算しています。なお、75歳になられてからの保険料については、別途後期高齢者医療保険から通知されます。

### 平成28年度 税率表

区 分	医療給付費分(すべての人)	後期高齢者支援金分(すべての人)	介護納付金分(40歳～64歳の人)
所得割額	(*所得-基礎控除33万円)×8.0%	(*所得-基礎控除33万円)×2.0%	(*所得-基礎控除33万円)×2.4%
均等割額	1人あたり25,200円	1人あたり7,200円	1人あたり8,400円
平等割額	1世帯24,000円	1世帯6,000円	1世帯6,000円
課税限度額	52万円	17万円	16万円

\*前年中の所得を基準としています。

### 保険税の納付は忘れなく

保険税は国民健康保険加入者の医療費にあてられる大切な財源です。納税通知書が届いたら、通知書に記載の納付場所で、納期内にお納めください。なお、普通徴収(年金天引き以外)の人は、預金口座から自動的に納めることのできる口座振替をぜひご利用ください。(※口座振替をご利用された場合、「口座振替済のお知らせ」を税務申告の時期に合わせて、翌年の1月頃に発送します。)

**保険税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。**

やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合には、分割納付などの相談をお受けします。滞納のままにせず、お早めに担当窓口までお越しください。

